

世界の潮流

コーポラティズム vs 国民国家

||

1% vs 99%

資本主義発展への道筋

u エングロージャー(囲い込み運動)

16～18世紀のイギリスで、領主などがそれまで共同で利用してきた放牧地、耕地などを囲い込み、私有地にしていった動き。

農地から追放された人々が農業労働者あるいは工業労働者となり、今日の労働者階級となる。

u 産業革命

18～19世紀にかけて主に西ヨーロッパで起こった機械の導入による産業の変革と、それに伴う社会構造の変革。

第1次産業革命...蒸気機関を動力源とする軽工業中心の発展。

第2次産業革命...モーターを動力源とする重工業中心の発展。

大資本、大企業の出現をもたらす。

天然資源と安い労働力を求めて資源国を植民地化。

19世紀後半～20世紀初頭にかけて先進資本主義国によって、世界各地を植民地・半植民地化 = 帝国主義

資本主義発展への道筋

u 株式会社の誕生=東インド会社

16世紀中頃の欧州ではアジアとの航海貿易が盛んだった。大きな船や船員を用意するのに、たくさんのお金が必要。船が沈没したり、海賊に襲われる場合もある。万が一の事態が起きた場合、大きな損害が出てしまう。そこで出資者たちからお金を集めて貿易を行い、儲けが出たら、資本を残して利益だけを出資者（=株主）たちに分配。

東インド会社は政府から貿易の独占権、対象地域での行政権や徴税権、軍事権までもらい、植民地を支配していく。

=多国籍企業⇒エンクロージャーのグローバル化

経済学の変遷



アダム・スミス（1723年～1790年）
「経済学の父」

『国富論』…成員の圧倒的多数が貧しい社会が隆盛で幸福であろうはずはないとして高賃金論を展開。

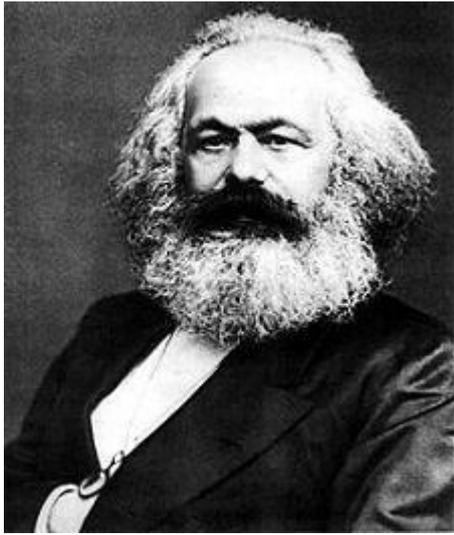
見えざる手…最適な資源配分を達成する市場による調整機能。

市場経済において各個人が自己の利益を追求すれば、結果として社会全体において適切な資源配分が達成される。

国家は国防・警察・教育等の必要最小限以外の経済活動への参入を否定し、あとは市場機能による経済の発展を重視すべしとの立場をとり、国家の経済への介入を批判。

全知全能の“神”の力が“市場”に投影されているというキリスト教的世界観。

しかし、現実には富を蓄積する資本家と、貧困にあえぐ労働者の階級対立が生まれた。



経済学の変遷

カール・マルクス（1818年～1883年）
共産主義運動・労働運動の理論的指導者
「万国の労働者よ団結せよ！」

驕れる資本家たちの「労働者からの搾取」が極限まで進み、社会が成り立たなくなつた時点において資本主義は終焉する。そのあとに到来する共産主義社会こそ、人類に最終的な幸福を約束する社会である。

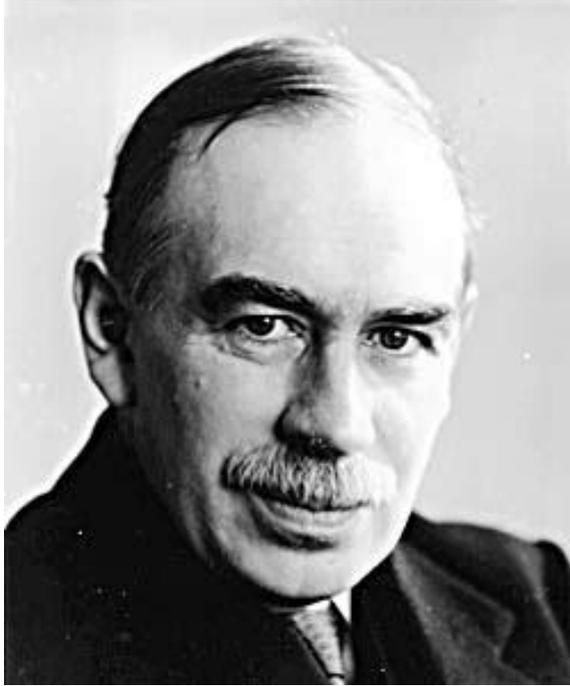
【ユダヤ・キリスト教的歴史観】

エデンの園⇒楽園追放⇒原罪(墮落)⇒最後の審判⇒神の国

【マルクス主義の歴史観】

原始共産制⇒私有財産性⇒階級闘争⇒プロレタリア革命⇒共産制

計画経済⇒共産党に逆らう者は粛清される恐怖政治へ。



経済学の変遷

ジョン・メイナード・ケインズ
(1883年～1946年)

有効需要に基づいてマクロ経済学を確立。
ニューディール政策の理論的後ろ盾。

産出高は消費と投資とからなるとする有効需要の原理を基礎として、有効需要の不足に基づく非自発的な失業の原因を明らかにした。

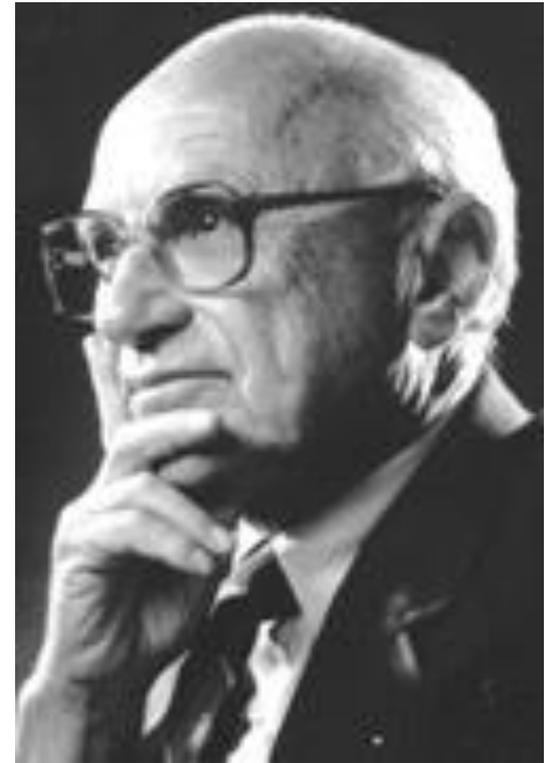
有効需要は市場メカニズムに任せただけの場合には不足することがあるが、これは投資の増加が所得の増加量を決定するという乗数理論に基づき、減税・公共投資などの政策により投資を増大させるように仕向けることで、回復可能であることを示した。

経済学の変遷

シカゴ学派

ミルトン・フリードマン (1912年～2006年)
新自由主義の元祖 構造改革の元祖

『資本主義と自由』 (1962年) 廃止すべき政策
農産品の政府による買取保証価格制度
輸入関税または輸出制限
産出規制
家賃統制、全面的な物価・賃金統制
法定の最低賃金や価格上限
細部にわたる産業規制
ラジオとテレビの規制
社会保障制度
特定事業・職業の免許制度
公営住宅
平時の徴兵制
国立公園
営利目的での郵便事業の法的廃止
公営の有料道路



債務の鎖に繋ぐ新植民地政策

国際通貨基金(IMF)と世界銀行

グローバル化を推進する中心勢力&途上国を支配する機関

植民地 → 独立 → 工業発展途上国



資源供給地だったので技術力では競争できない。
輸送手段と販路を既に握られている。



一次産品の輸出を余儀なく続ける。



百数カ国の途上国が、たった30品目程度しかない一次産品を競って輸出したため、60年代以降に価格が暴落。



慢性的な赤字 → IMFや世界銀行から借金 → 構造調整プログラム
債務国は自国の経営権を失う。

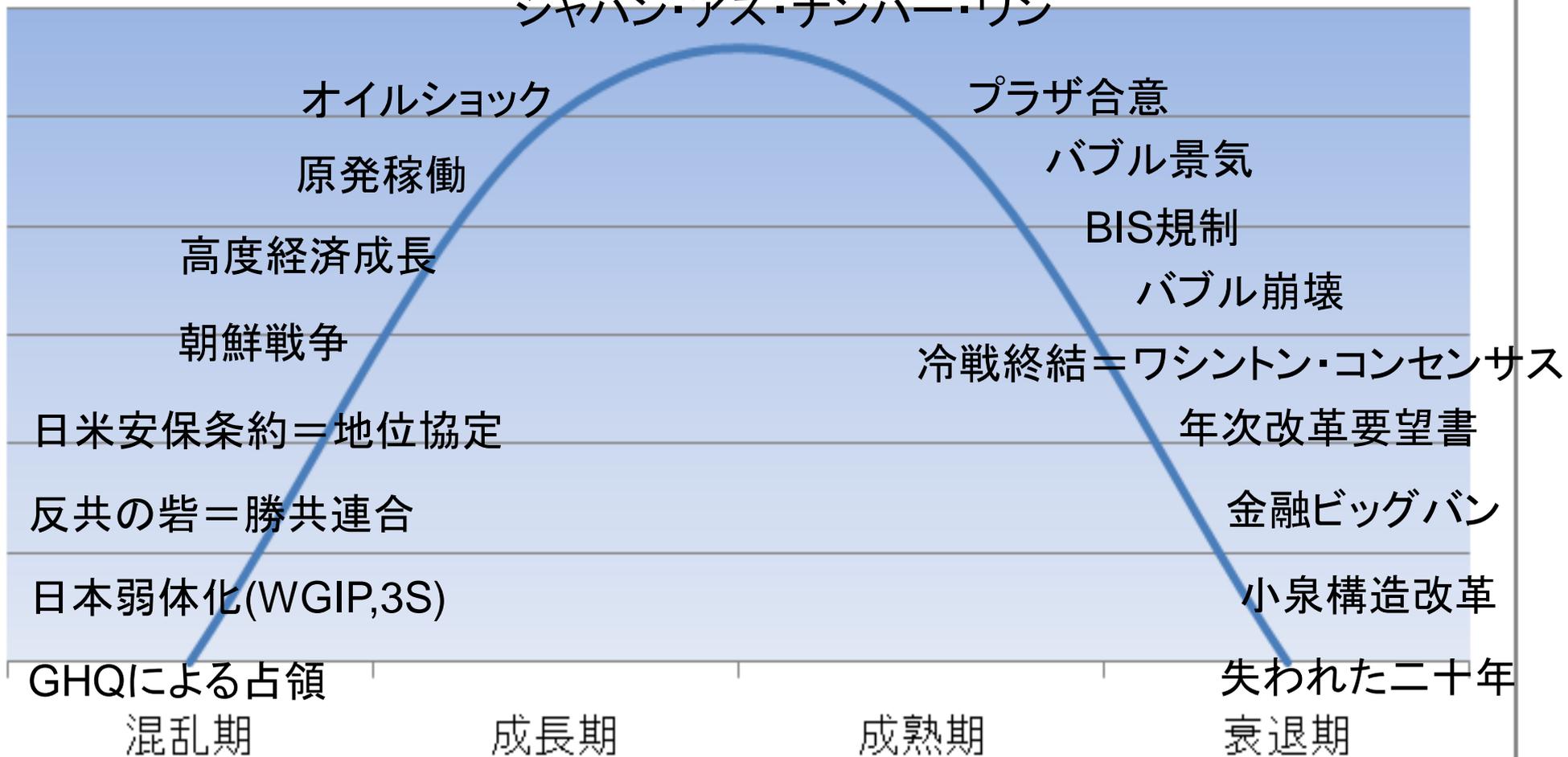
構造調整プログラム＝新自由主義経済

- u 緊縮財政（医療、教育、福祉、保険、環境整備予算の削減、あるいは公務員の解雇、賃下げ）
- u 付加価値税などの増税
- u 公的企業の民営化（教育機関や医療機関も含む）
- u 外貨を稼ぐ産業の促進（森林伐採、ダム建築、換金作物と呼ばれるコーヒー、ココア、サトウキビ栽培など）
- u 各種規制緩和を始めとする、金融、投資、貿易の自由化

現代日本のライフサイクル

国家のライフサイクル

ジャパン・アズ・ナンバー・ワン



TPPに至る経緯

1989年から日米の貿易摩擦解消のため「日米構造協議」が始まる。

1993年には「日米包括経済協議」と名を変え、「年次改革要望書」が両国間で交わされることが決まる。

1994年、第1回「年次改革要望書」作成。

1999年、労働法改正、人材派遣の自由化。

2000年、大店法廃止。

2003年、商法改正、米国型の会社経営へ転換。

2004年、司法制度改革。

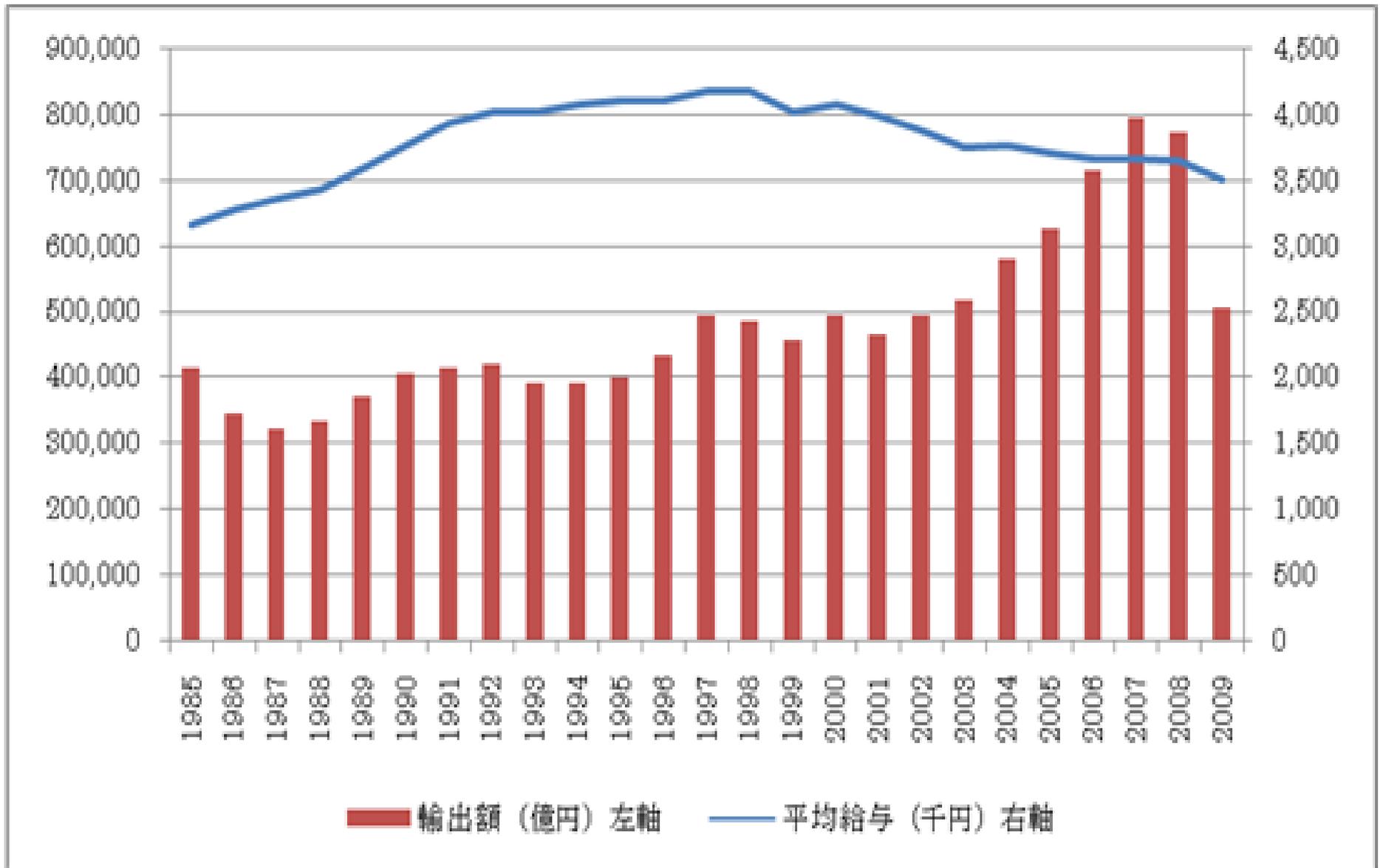
2005年、外国企業の日本参入が容易になる新会社法。

保険業の自由化。独占禁止法の強化。郵政民営化。

2009年、鳩山政権が「年次改革要望書」の受取り窓口である「規制改革会議」を廃止。

2011年3月から日米経済調和対話へ。

日本の財の輸出総額と平均給与



金融ビッグバンにより外資が参入→労働分配率が低下。
TPPへの参加は経団連など輸出が頼りの大企業が要求。輸出企業の利益は、内部留保や株主配当、海外投資に向けられ、雇用や給与に反映されていない

TPP交渉の背後で蠢く圧力団体

法律事務所

ホーガン・ロヴェルズ(クレイトン・ヤイターが最高顧問)

シンクタンク

戦略国際問題研究所(CSIS) ジョン・ハレム、マイケル・グリーン
ピーターソン国際経済研究所 (IIE) フレッド・バーグステン、
ロバート・フェルドマン

全米商工会議所

全米農業協会

全米サービス産業連合会

(31団体が所属、うち10団体が保険業、4団体が金融業)

日米安保条約 第2条

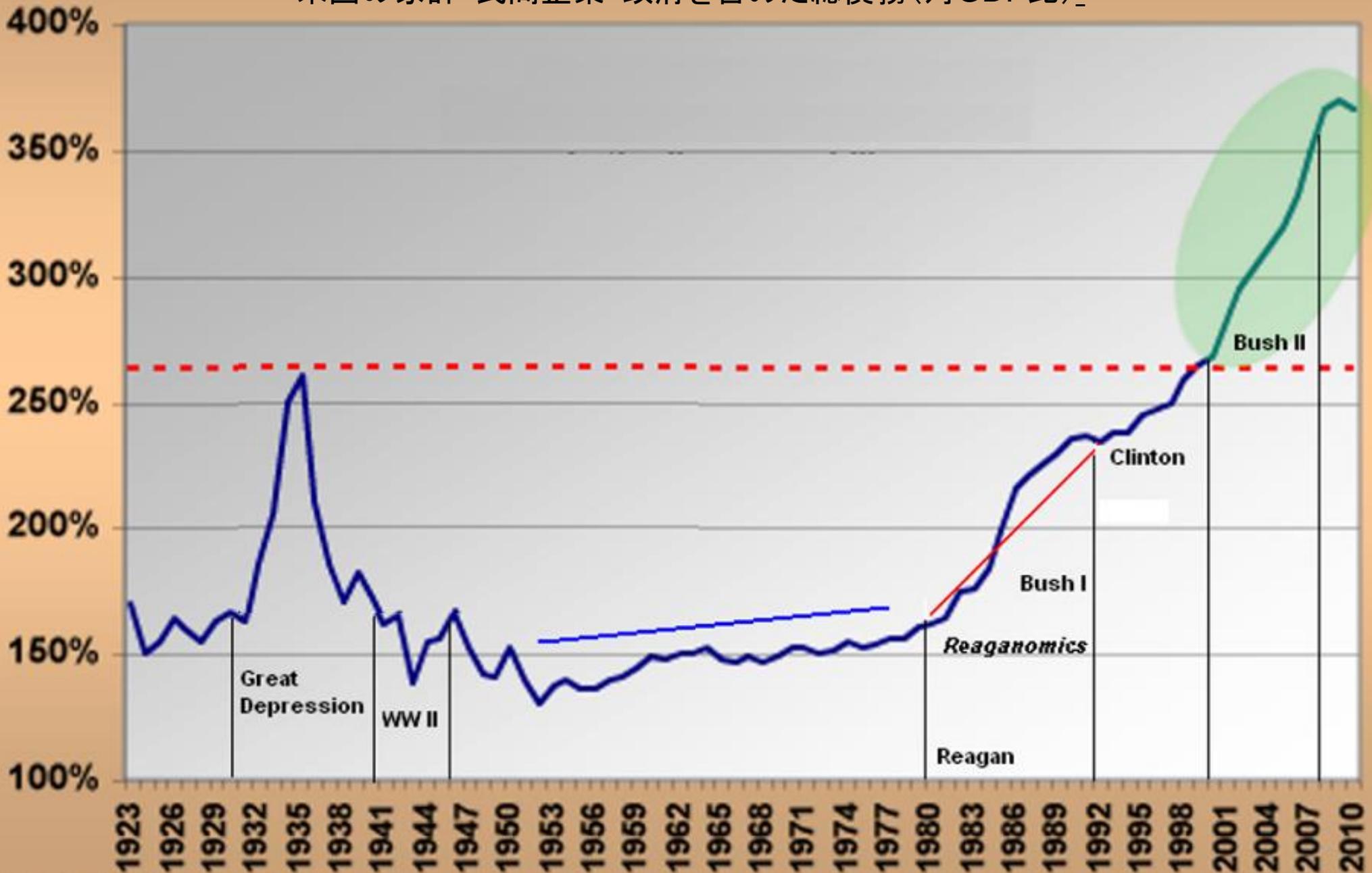
締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

Occupy Wall Street

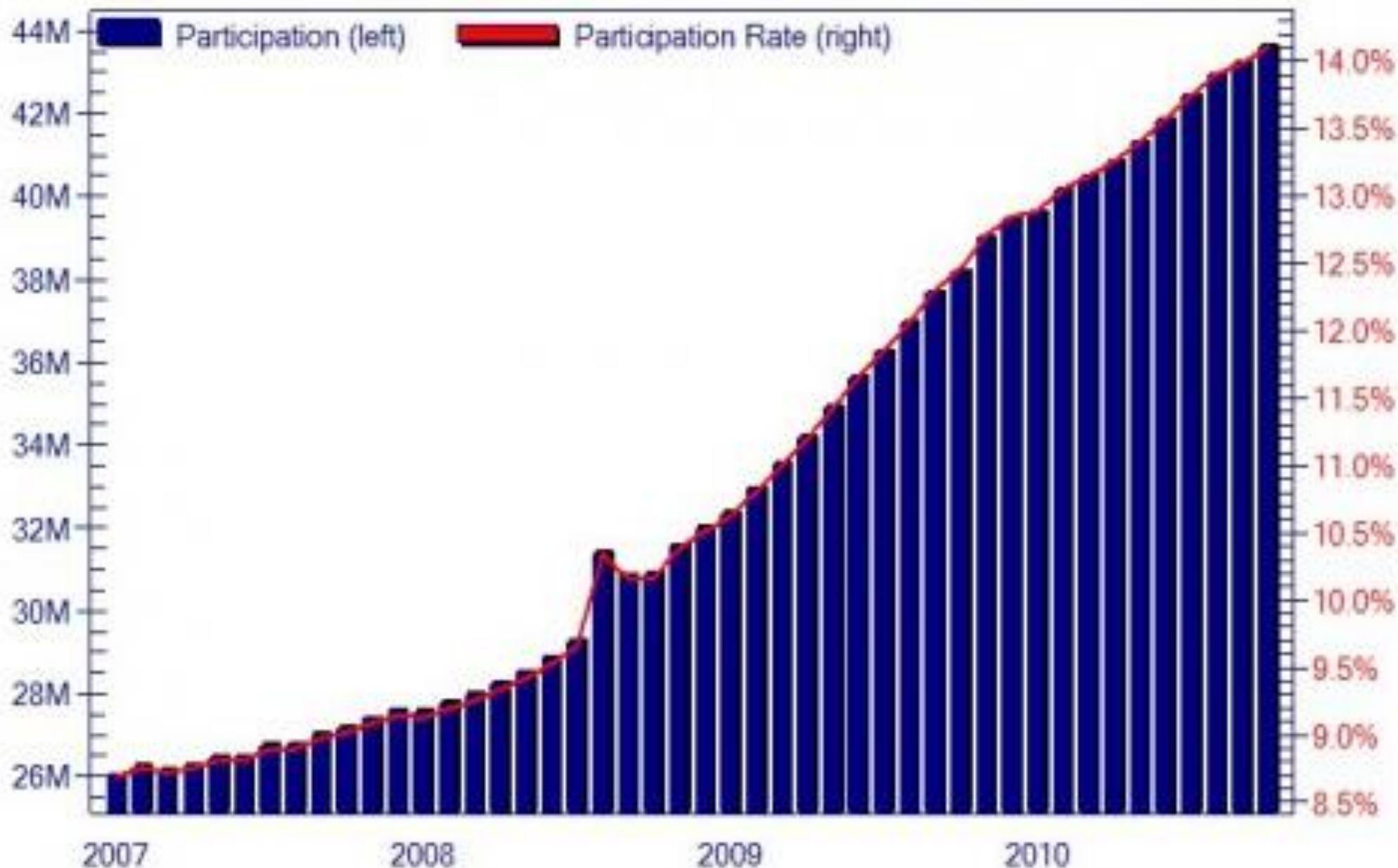


Total Credit Market Debt As % Of GDP

米国の家計・民間企業・政府を含めた総債務(対GDP比)



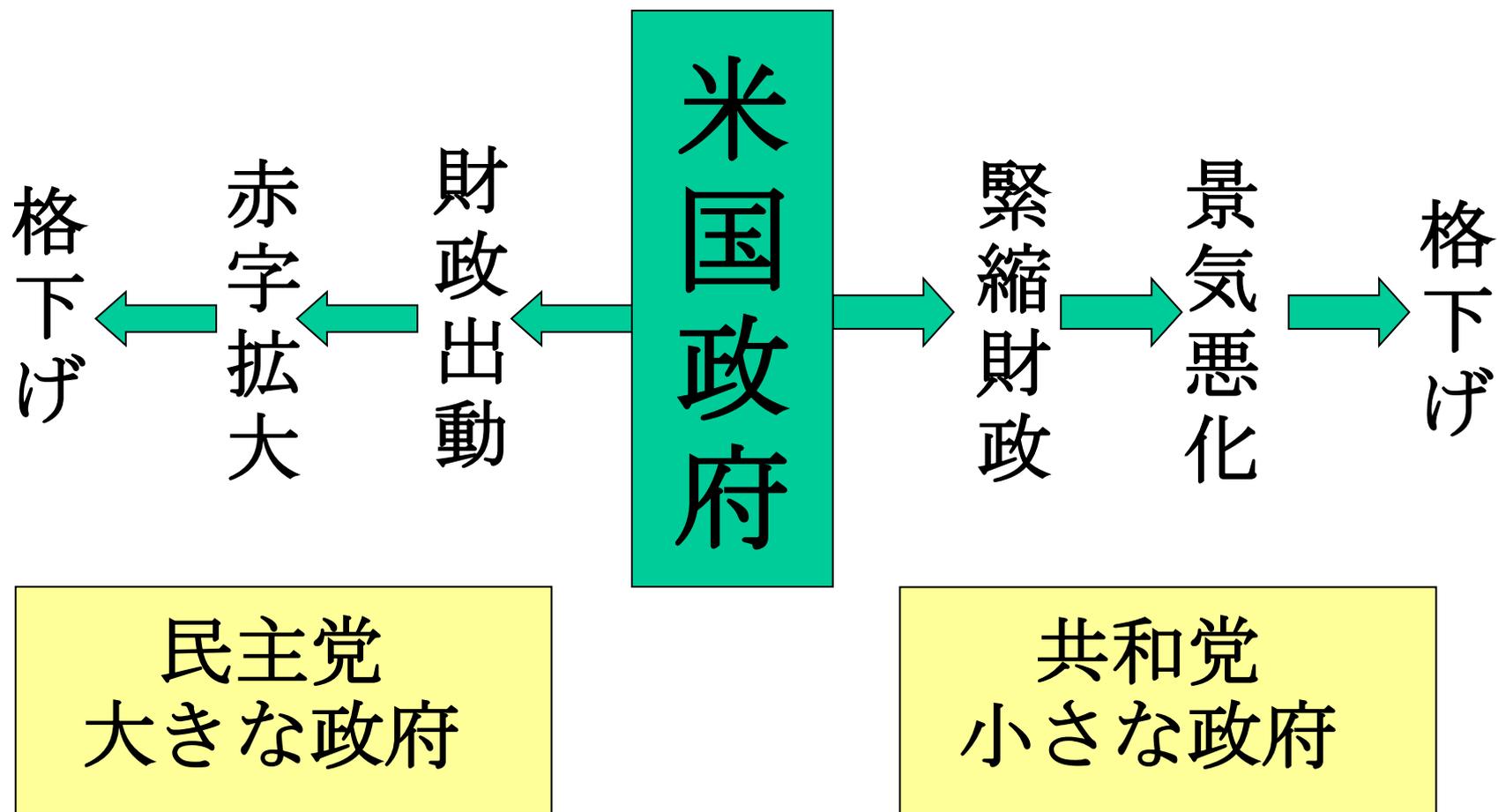
Food Stamp Participation Rate



Source: SNAP

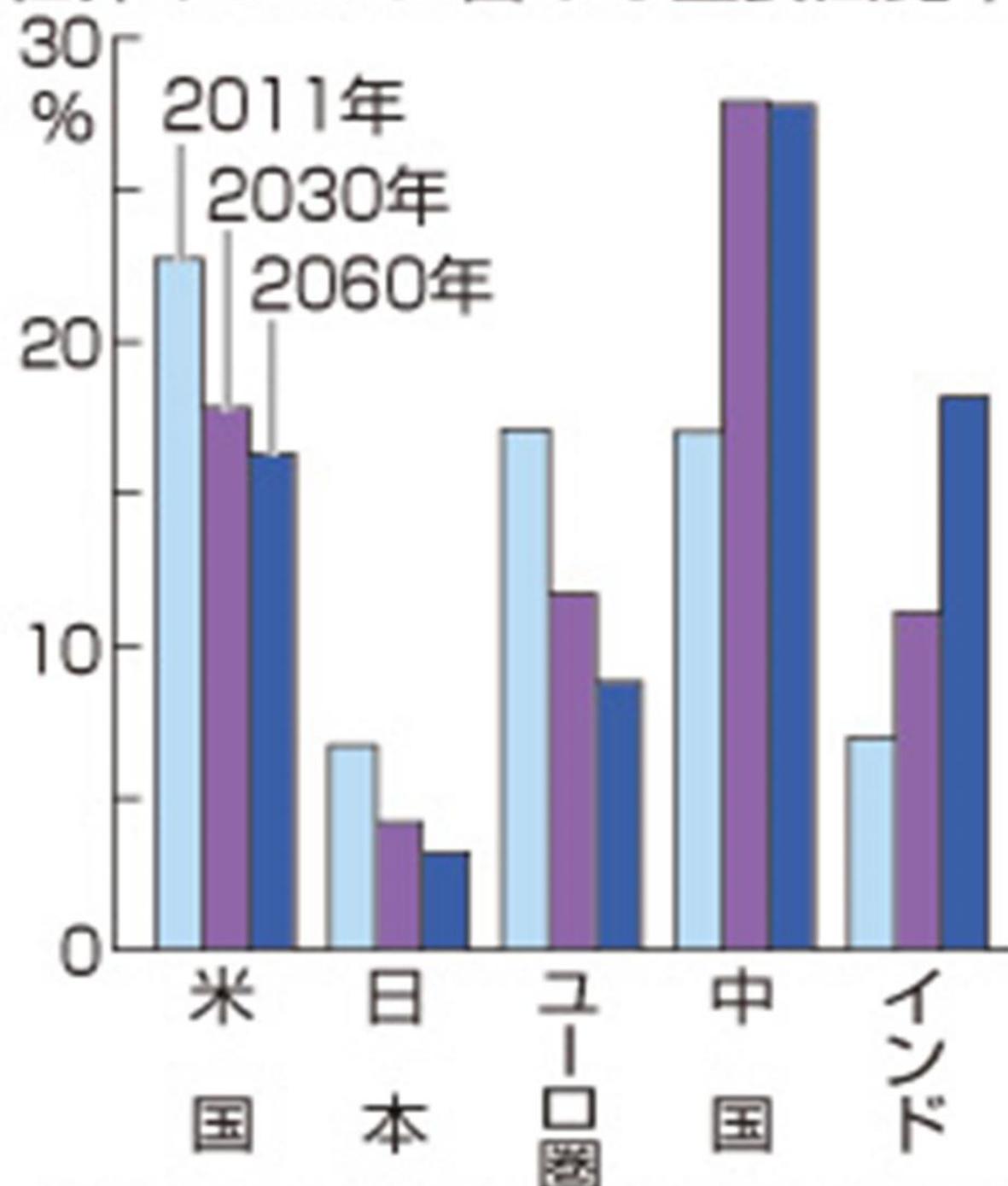
格付け会社に翻弄され袋小路の米国財政

ドルの裏づけである米国債が暴落すればドルも暴落



【大原則】 借金で借金は返せない

世界のGDPに占める主要国比率



(注) OECD予測。2005年購買力平価基準

特定秘密保護法 政府原案の概要

- ・我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿の必要がある特定秘密を行政機関の長が指定
- ・特定秘密の有効期間は5年以内。延長も可能
- ・特定秘密を扱えるのは原則、適性評価で認められた者
- ・適性評価は、特定有害活動及びテロリズムとの関わりや犯罪歴、飲酒、精神疾患、薬物の乱用、経済状況、家族の国籍などについて実施
- ・特定秘密を扱う者による漏えいは10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金。
- ・人をあざむく、暴行、脅迫、窃取、不正アクセス行為など「特定秘密を保有する者の管理を害する行為」で特定秘密を取得した者は10年以下の懲役
- ・未遂、共謀、教唆、扇動した者も処罰される

取り締まられる行為

- 漏洩行為(故意) ⇒ 取扱者10年 提供者5年
- 過失による漏洩 ⇒ 取扱者2年 提供者1年
- 特定取得行為 ⇒ 10年
- 未遂(既遂と同じ)
- 共謀 ⇒ 取扱者5年 提供者3年
- 教唆 ⇒ 取扱者5年 提供者3年
- 扇動 ⇒ 取扱者5年 提供者3年
- 自首して密告した場合、減刑か免除
- 国外犯も処罰

【防衛に関する事項】 ※自衛隊法第九十六条の二の別表第四とほぼ同じ

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様の仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途

【外交に関する事項】

イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針

ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

※国家安全保障戦略原案：自由貿易体制の強化(10/21)

【特定有害活動の防止に関する事項】

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（特定有害活動の防止）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

※特定有害活動とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。

【テロリズムの防止に関する事項】

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（テロリズムの防止）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号・テロリズムによる被害の発生・拡大の防止のための措置またはこれに関する計画

※テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。

第二十一条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

↑

罰則規定がない

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

↑

著しく不当な方法←言いがかり可能

正当な業務＝大本営発表

秘密保護に関する法律

1954年「MDA法」（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）

1960年「刑事特別法」（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法）

※日米安全保障に関して発生する「秘密」を守るための法律。

1985年「スパイ防止法案」

(国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案)

外交・防衛上の国家機密事項に対する公務員の守秘義務を定め、これを第三者に漏洩する行為の防止を目的とする。

禁止ないし罰則の対象とされる行為は既遂行為だけでなく未遂行為や機密事項の探知・収集といった予備行為や過失による漏洩も含まれる。

最高刑は死刑または無期懲役。

野党やマスコミ、市民などの猛反対にあい、審議未了で廃案。

※勝共連合が「スパイ防止法」制定運動を展開

1991年「ソ連の崩壊」⇒冷戦の終了

2001年9月「テロとの戦い」の開始

2001年10月「自衛隊法改正」

「テロ対策支援法案」とともに国会に上程。

防衛秘密の漏洩に関して民間人が処罰の対象に加えられた。

2005年10月

「日米同盟：未来のための変革と再編」

日米の安全保障協力の対象が極東から世界に拡大

日米同盟の深化＝米国と自衛隊の一体化

安全保障協議委員会において、閣僚が、関連当局の間でより広範な情報共有が促進されるよう、共有の秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる約束を表明。

軍事情報包括的保護協定（2007年）

同盟国で秘密軍事情報を提供し合う際、第三国への漏洩を防ぐために結ぶ協定。

第六条 秘密軍事情報を保護するための原則

(a) 秘密軍事情報を受領する締約国政府は、当該情報を提供する締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三国の政府、個人、企業、機関、組織又は他の団体に対し、当該情報を提供しないこと。

(b) 秘密軍事情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密軍事情報について当該情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適切な措置をとること。

2008年4月 「秘密保全法制のあり方に関する検討チーム」が設けられ、法制化に向けた本格的な検討。

2009年7月 「情報保全の在り方に関する有識者会議」の第1回会合が開催。

2009年9月

民主党に政権交代。有識者会議は中断。

2010年10月

尖閣ビデオ流出問題。

2011年1月

「秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議」第1回会合が開催。

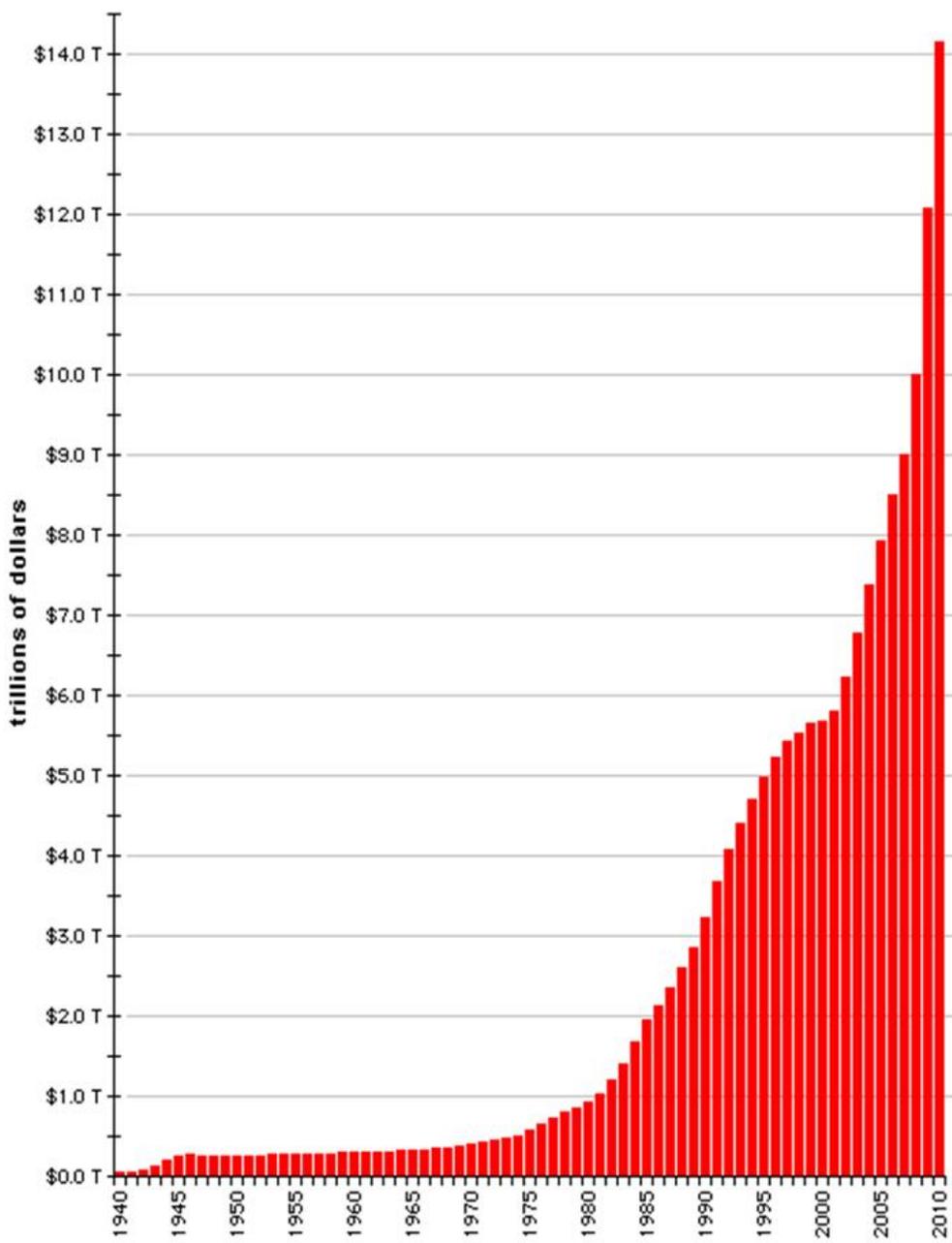
2013年9月3日～9月17日

パブリックコメントを募集。

9万480件の意見が寄せられ、反対が77%、賛成は13%

2013年秋の臨時国会

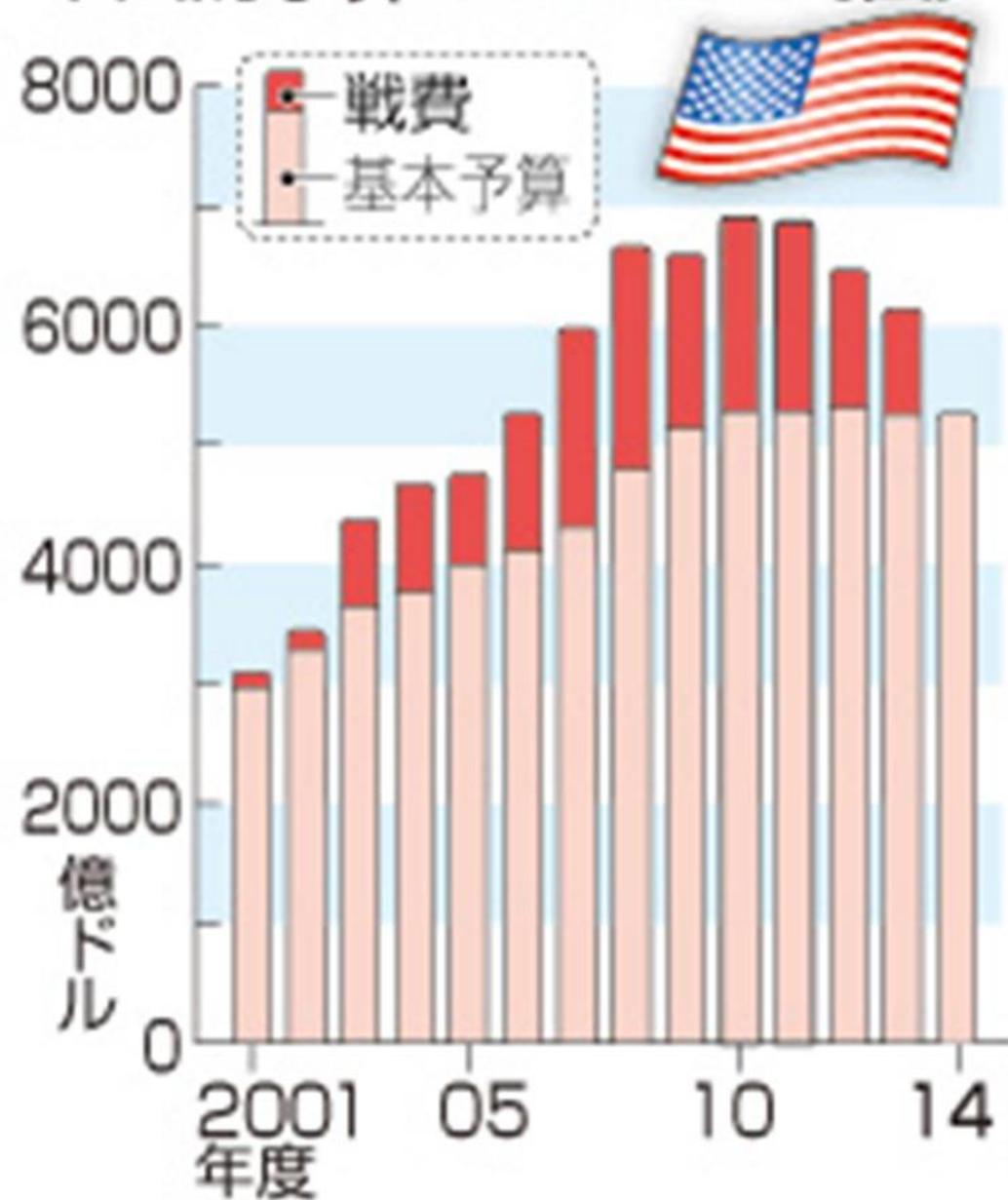
国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案とともに、「特定秘密保護法案」として国会に提出される予定。



National Debt from 1940 to Present

Source: U.S. National Debt Clock
http://www.brillig.com/debt_clock/

米国防予算(戦費含む)の推移



(注)米国防総省による。年度は米会計年度

米国では3月1日から歳出強制削減が始まる。向こう10年間で3兆9千億ドルが削減。

米軍の能力や
抑止力にとって
壊滅的な影響
が出る

軍の能力が
空洞化して
しまう



A REPORT OF THE CSIS
JAPAN CHAIR

The U.S.-Japan Alliance

ANCHORING STABILITY IN ASIA

Authors

Richard L. Armitage

Joseph S. Nye

August 2012



第3次アーミテージレポート「日米同盟：アジアにおける安定の礎」でも
米国は「集団的自衛権の行使」と「秘密保護の強化」を要求



CSIS | CENTER FOR STRATEGIC &
INTERNATIONAL STUDIES

憲法改正から解釈改憲へ変更!?

8月8日、内閣法制局長官を集团的自衛権行使容認派の小松一郎(前駐仏大使)氏へ。

今秋の臨時国会で国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案と特定秘密保護法案を提出する予定。

来年、通常国会で共謀罪法、国家安全保障基本法、集团的自衛事態法（仮称）などの整備を終えたら改憲しなくても集团的自衛権の行使可能。

集団的自衛権の行使は国連で認められている？

国連憲章の精神

1. 各国の主権の尊重
2. 武力攻撃の禁止
3. 武力攻撃を受けた場合は、自衛権、集団的自衛権を行使できる

集団的自衛権行使は日本を滅ぼす

例) 北朝鮮からワシントンに向う弾道ミサイルの迎撃



実際にはできない

阻止できるとしたら敵基地への先制攻撃

北朝鮮「原発をミサイル攻撃すれば日本を消し去ることができる」

核兵器時代

「勝つため」戦略から「如何に戦争を避けるか」の戦略にシフト。

「如何に戦争を避けるか」の戦略では相手国に対して誤解を与えないように話し合うことが基本。

隠す事よりも、相手の理解を得ることを重視＝情報公開

日米防衛協力の指針（ガイドライン）を協議（2013年10月3日）



「両国の戦略的な構想は、アジア太平洋地域およびこれを超えた地域における安全保障及び防衛協力の拡大を基礎としていく」

「特に情報保全を一層確実なものとするための法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎し、より緊密な連携の重要性を強調した」

特定秘密保護法案の問題点

- 特定秘密に対して第三者がチェックする仕組みがない。
- いかようにも解釈できる。
- 「更新可能」なので半永久的に秘密にすることが可能。
- 公務員だけでなく、政府関連の仕事をする研究者や民間企業の労働者、国会議員にも広く秘密保持義務が課せられて処罰対象になる。
- 「適正評価制度」でプライバシーまで調査される。
- 収集された個人情報の目的外利用や外部漏洩の危険性。

特定秘密保護法案の問題点

- 故意・過失を問わず秘密漏洩は処罰。
- 公務員法は懲役1年以下で、自衛隊法は懲役5年以下
→最高懲役10年の厳罰化。
- 特定秘密を公開するルールがない。
→永久に秘密にできる＝歴史の検証ができない。
- 未遂と共謀については自首により減刑または免除。
→密告の推奨、おとり捜査も可能。
- 知る権利、取材・報道の自由が侵害される。
- 国会や裁判での事実把握や追及も困難になる。

特定秘密保護法案の問題点

- ・取材活動が教唆などとして罪に問われかねないので萎縮効果が大い。
- ・言論・表現の自由、学問・研究の自由などが奪われる。
- ・情報公開と自由な議論が民主主義の原則だが、形骸化する。
- ・チェック機能が無効になるので、政府の暴走を許す恐れがある。
- ・大本営発表による情報支配、情報統制が可能になる。

新自由主義經濟と
独裁的警察国家は
表裏一体

ジョージ・オーウェル 「1984」



Big Brother is watching you

無知

無關心

無力感

1% vs 99%